

(建物状況調査業務規程第11条関係)

一般財団法人 宮城県建築住宅センター 建物状況調査手数料規程

(趣旨)

第1条 この建物状況調査手数料規程は、一般財団法人宮城県建築住宅センター（以下「センター」という。）建物状況調査業務規程(以下「業務規程」という。)に基づき、センターが実施する建物状況調査に係る調査手数料について、必要な事項を定める。

(用語)

第2条 この規程において次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- 一 調査手数料 調査業務の申請者がセンターに支払う申請手数料をいい、第3条から第5条に規定する額の合算をいう。
- 二 既存住宅保険 特定住宅瑕疵担保責任の履行の確保等に関する法律（平成19年法律第66号）第17条第1項に規定する保険法人が保険の引受者である既存住宅の瑕疵担保保険等で、かつ、センターが取り扱うもの又は取り扱ったものをいう。
- 三 中古住宅のフラット35 独立行政法人住宅金融支援機構の中古住宅のフラット35の適合証明書について、センターが申請を取り扱うもの又は取り扱ったものをいう。
- 四 みやすま会員 住宅瑕疵担保保険等の情報提供団体「みやぎすまいる倶楽部」の会員をいう。

(調査手数料)

第3条 調査手数料は、別表に定める額とする。

第4条 業務規程第10条第2項に規定する料金は、別途見積もりによる。

(調査手数料の減額)

第5条 調査手数料は、地域の実情や多量の取引が見込める場合等において減額できるものとし、その額については、理事長が決定するものとする。

(附則)

この規程は、平成30年4月1日から施行する。

(附則)

この規程は、令和元年6月1日から施行する。

(附則)

この規程は、令和5年7月1日から施行する。

別表 調査手数料

(単位 円)

条件等	金額 (消費税込)	金額 (消費税抜)
建物状況調査単独の場合	49,500	45,000
既存住宅保険又は中古住宅のフラット35の現場検査と同時に行える場合で、かつ、申請者がみやすま会員である場合	16,500	15,000
調査報告書を再発行する場合	3,300	3,000

遠方調査加算額

((一財)宮城県建築住宅センター本部の事務所を起点とし、調査対象住宅までの距離に応じて加算する。ただし、既存住宅保険又は中古住宅のフラット35の現場検査と同時になる場合については加算しない。)

(単位 円)

本部事務所からの距離	金額 (消費税込)	金額 (消費税抜)
25km超～50km以内	3,300	3,000
50km超～75km以内	6,600	6,000
75km超	9,900	9,000